

2010年5月12日
証券監督者国際機構専門委員会
支払・決済システム委員会

プレス・リリース

IOSCO と CPSS による店頭デリバティブ市場における清算機関 および取引情報蓄積機関のための政策ガイダンスの市中協議について

支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、本日、店頭デリバティブ市場の強化を目的とした提案を含む二つの市中協議報告書を公表した。

一つ目の報告書である『清算機関のための勧告』を店頭デリバティブ清算機関に適用する際のガイダンスは、店頭デリバティブ商品の清算を行う清算機関のためのガイダンスを提示している。

二つ目の報告書である「店頭デリバティブ市場における取引情報蓄積機関のための考慮事項」は、店頭デリバティブ市場における取引情報蓄積機関およびその関係当局のための考慮事項を提示している。

ウィリアムC. ダドリー（CPSS 議長）とキャスリーン・ケイシー（IOSCO 専門委員会議長）は次のように述べている。

「これら二つのハイレベルなガイダンスは、相互補完的であり、CPSS と IOSCO による今次金融危機への対応の重要な一部を成すものである。これらはまた、店頭デリバティブ市場の強化に向けた G20 の勧告を反映するものである。」

『清算機関のための勧告』を店頭デリバティブ清算機関に適用する際のガイダンス

今次金融危機への対応として、多くの法域においては、当局が、店頭デリバティブ市場における清算機関の利用拡大を促す重要な政策上の取組みを打ち出している。最近では、複数の清算機関が、店頭クレジット・デフォルト・スワップについて清算・決済サービスの提供を開始している。清算機関は金融取引の当事者の間に立ち、すべての売り手に対する買い手になり、すべての買い手に

対する売り手になる。

ダドリー氏とケイシー女史は次のように述べている。

「こうした動きは前向きなものである。なぜなら、適切に設計された清算機関は、市場参加者が直面するリスクや不確実性を低減し、金融の安定に貢献し得るからである。店頭デリバティブ清算機関の利用が広がるにつれ、そのシステミックな重要性も高まることから、清算機関のリスク管理が強固かつ包括的であることが重要である。また、店頭デリバティブ商品の複雑なリスク特性や市場構造を踏まえると、清算機関を通じて店頭デリバティブ商品の安全かつ効率的な清算を行うにあたっては、取引所取引や現物商品の場合と比べて複雑な課題が生じる。」

こうした課題は、2004年に公表された現行の「清算機関のための勧告」では十分に検討されていなかった。このため、CPSS および IOSCO 専門委員会は、こうした課題を特定し、店頭デリバティブ商品・市場に固有の特性を踏まえた国際的なガイダンスを策定した。その目的は、店頭デリバティブを取扱う清算機関の間で「清算機関のための勧告」に関する整合的な解釈、理解および適用を促すことにある。

「店頭デリバティブ市場における取引情報蓄積機関のための考慮事項」

今次金融危機は、店頭デリバティブ市場において市場の透明性が深刻に欠如していることを浮き彫りにした。この課題への対応の重要な一步として、店頭デリバティブ市場の参加者は、当局のサポートの下で、取引情報蓄積機関を設立し利用することを確約している。店頭デリバティブ市場における取引情報蓄積機関は、店頭デリバティブ取引の残高記録の電子的なデータベースを管理する中央記録機関である。

ダドリー氏とケイシー女史は次のように述べている。

「CPSS と IOSCO 専門委員会は、金融市場インフラのこの比較的新しい分野での、業界で進行中の様々な取組みや、関連する当局間の密接な協力を歓迎する。こうしたインフラは、将来の金融システムにおいて、システミック・リスクの兆しや市場の健全性への脅威を特定するうえで、鍵となる役割を果たすことになるだろう。」

取引情報蓄積機関が店頭デリバティブ取引にかかる市場の透明性向上や清算・決済の仕組みのサポートにおいて果たす役割が高まっていることを受けて、

CPSS と IOSCO 専門委員会は、取引情報蓄積機関が自身のサービスを設計・運営するにあたって、また関係当局が取引情報蓄積機関の監督・オーバーサイトを行うにあたって考慮すべき一連の事項を取り纏めた。

市中協議プロセス

上記の二つの報告書は、市中協議文書として公表される。2010年6月25日を期限として関係者からの意見を募集する（意見送付先は注記1参照）。市中協議プロセスの一環として、業界との間の意見交換会が予定されている。

CPSS と IOSCO 専門委員会は、市中協議期間の終了後、最終報告書を公表しない予定である。報告書で提示されているガイダンスおよび市中協議プロセスを通じて得られた意見は、代わりに、CPSS と IOSCO 専門委員会が本年2月に開始した金融市場インフラに関する国際基準全般の見直し作業に組み込まれる。

注記

1. 「『清算機関のための勧告』を店頭デリバティブ清算機関に適用する際のガイダンス」に関する意見は、CPSS 事務局（cpss@bis.org）および IOSCO 事務局（CCP-OTC-Recommendations@iosco.org）に送付されたい。

「店頭デリバティブ市場における取引情報蓄積機関のための考慮事項」に関する意見は、CPSS 事務局（cpss@bis.org）および IOSCO 事務局（OTC-Trade-Repositories@iosco.org）に送付されたい。

意見は、提出者から非公表の要望がない限り、国際決済銀行（BIS）および IOSCO のウェブサイトにおいて公表される。

2. 金融市場インフラに関する国際基準全般の見直しの開始は、CPSSおよびIOSCO専門委員会の2010年2月2日付けのプレス・リリースにおいて公表された（BISおよびIOSCOのウェブサイトを参照¹）。
3. 報告書は、CPSS と IOSCO 専門委員会のために、両委員会の共同ワーキング・グループにより作成された。同ワーキング・グループの共同議長は、欧州中央銀行のダニエラ・ルツと米国証券取引委員会のジェフリー・ムーニーが務めた。

¹（金融庁注）仮訳は当庁ウェブサイト「CPSS・IOSCOによる共同プレスリリース「CPSSとIOSCOによる資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する基準の見直しについて」公表について」<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20100203.html> 参照。

4. 支払・決済システム委員会（CPSS）は、中央銀行が支払・決済の仕組みやクロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングおよび分析を行うためのフォーラムである。CPSS の議長は、ニューヨーク連邦準備銀行総裁のウィリアムC. ダドリーが務めている。CPSS 事務局は、BIS 内に設けられている。CPSS に関する情報および CPSS の公表物は BIS のウェブサイト（www.bis.org/cpss）より入手可能である。
5. 証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券監督当局のための主要な国際政策フォーラムである。同機構には、100 を超える法域から世界の証券市場の95%以上を監督する当局が参加しており、参加当局は着実に拡大している。
6. 専門委員会は、IOSCO の理事会により設置された専門的なワーキング・グループであり、世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する 18 の当局で構成されている。同委員会は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。同委員会の議長は、米国証券取引委員会委員のキャスリーン・ケイシー女史が務めている。同委員会のメンバーは、オーストラリア、ブラジル、中国、フランス、ドイツ、香港、インド、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、オンタリオ、ケベック、スペイン、スイス、英国および米国である。

以 上